

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく 合理化事業計画について

1 法律の趣旨

下水道の整備等により、し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少し、収集業者の経営は不安定となっている。一方、公共サービスであるし尿・浄化槽汚泥の収集については、規模を縮小しながらも継続していかなければならない状況にある。

このような状況の下、市町村が合理化事業計画を策定することにより、収集業者の業務の安定を保持するとともに、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理に寄与するため、昭和 50 年に制定された。

2 経緯

平成 26 年 11 月清掃審議会の「し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方」について答申を受け、収集業者が設立した（一社）新潟市環境整備推進機構との定期的な意見交換を行い、平成 28 年 3 月に合理化事業計画を策定した。

3 合理化事業計画の内容

(1) 目標

- し尿の収集運搬に係る車両については、平成 32 年度に 13 台にすることとし、車両を専用化する。
- 浄化槽汚泥の収集運搬に係る車両については、代替業務の提供により業者間の統廃合など自主的な業界再編を促し、減車を図る。

(2) 実施期間

平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）

(3) 実施内容

- 事業の転換を図るために、代替業務を提供する。
 - ・ ゴミ処理施設の維持管理業務
 - ・ ゴミ収集運搬業務
 - ・ 公設浄化槽保守管理業務 など
- し尿収集運搬車両を専用化する。
- 収集業者は経営の合理化を図るため、事業再編計画を策定するものとする。

4 協定の締結

合理化事業計画を実施するにあたり、平成 28 年 3 月 25 日に（一社）新潟市環境整備推進機構と協定を締結した。

5 合理化事業計画の進捗について

平成 28 年度は 2 社がし尿業務を廃業し、3 台の減車が図られた。

今年度も推進機構との定期的な意見交換を継続し、進捗状況を確認している。